

6月の施設情報**保健センター** 健康管理課
(内線333.338.339.357)**■腰痛・肩こり体操**

19日(月)・26日(月)午前10時~11時30分

15日(火)・29日(火)午後1時30分~3時

■健康相談

19日(月)・26日(月)午後1時30分~3時30分

■マタニティスクール

16日(金)・23日(金)午後1時20分~4時

■骨粗しょう症予防教室

15日(木)午後1時30分~3時30分・19日(月)

午前10時~午後1時・23日(金)午前9時

30分~11時30分

■健康体操

15日(火)・22日(火)・29日(火)午前9時30分~

11時30分

■1歳9か月健診

22日(木)午後1時~2時45分

■向日市ヘルスアップ大作戦

20日(火)・28日(火)午後1時30分~3時30分

■3歳児健診

21日(水)午後1時~2時45分

■あそびの広場

27日(火)午前9時30分~11時30分

■リハビリ教室

21日(火)午前9時30分~11時30分

■胃がん検診

19日(月)・20日(火)・21日(水)・22日(木)・23日(金)

26日(月)午前9時~11時30分

■骨粗しょう症栄養相談(予約制)

19日(月)午後1時~3時

■ツベルクリン反応

27日(火)午後2時~3時20分

■BCG予防接種

29日(木)午後2時~3時20分

■乳児後期健診

30日(金)午後1時15分~2時45分

市民温水プール ☎931-5277**■ワンポイントアドバイス**

17日(土)午前10時30分~11時45分

■臨時休館 26日(月)**市民体育館** ☎932-5011**■トレーニング講習会** 30日(金)午前

10時~11時15分/18歳以上20人対象/21日(火)午前9時から受付(午前9時

時の時点で20人以上の場合は、抽選

を行います)※受講料1,000円と顔写真(3×2.5cm)を持参してください。

老人福祉センター ☎934-1515**■センター琴の橋説明会**

29日(木)午後1時30分~

■ビデオ観賞会

30日(金)午後1時10分~2時45分「宮本武蔵」(出演者/三船敏郎、三國連太郎ほか)

広報むこう**福祉**
児童扶養手当
特別児童扶養手当**児童扶養手当**
父のいない家庭の児童、または父がほぼ1級程度の重度障害の状態にある家庭の児童が、そこやかに成長するように、その児童の母または母に代わってその児童を養育している人に支給されます。**支給の対象となる児童**

18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童もしくは20歳未満の中程度以上の障害がある児童で次のいずれかに当たる場合、支給の対象となります。

「父が離婚した後、父と別れて生活している児童」「父が死亡した児童」「父が重度障害の状態にある児童」「父が生死不明の児童」「1年以上、父から遺棄されている児童」「1年以上、父が法令により拘禁されている児童」「婚姻によらざりして生活している児童」「父が重度障害のあるお子さん(20歳未満)を家庭で養育・介護している人に支給されます。児童が児童福祉施設に入所したとき、日本国内に住んでいたとき」

中程度以上の身体障害や知的障害のあるお子さん(20歳未満)を家庭で養育・介護している人に支給されます。

学校相当課程に在学し、12年度市民税が非課税で次に該当する世帯の方(府のほかの奨学金等を受けている方は除く)

○母子(父子)世帯:母(父)と20歳未満の子あるいは母子(父子)と65歳以上の人だけで構成する世帯

○児童世帯:父母のいない20歳未満の児童あるいは児童と

■対象 学校教育法に規定する高等学校・高等専門学校・盲学校・ろう学校・養護学校び高等部・学校法人が設置した外国人を対象とする学校の高等

学校相当課程に在学し、12年度市民税が非課税で次に該当する世帯の方(府のほかの奨学

金等を受けている方は除く)

老人保健法医療受給者証(白色)をお持ちの方が入院され

たとき、入院中の食事代が減額されたり、一部負担金の限度額が35400円となる制度があります。ただし、市民

■対象とならない場合 「支給の対象となつてから正当な理由がなく支給を受けないまま5年以上たっているとき」

「手当が受給できる人または児童が公的年金を受けられるとき」「児童が児童福祉施設に入所しているとき」などは、支給の対象になりません。

また、「母が婚姻をしたとき又は婚姻の届出はなくとも実際に婚姻と同様の状態になつたとき」「受給している人もしくは児童が公的年金を受けるようになつたとき」「児童が父親に引き取られたとき」などは、支給される資格がなくなります。

この届けは、毎年6月1日現在の状況を記載し、児童手当を引き続受けられる要件があるかどうかを確認するためのものです。この届けの提出がないと、6月分以降の手当が支給されなくなりますのでご注意ください。

6月30日までに「児童手当現況届」を提出してください。

この届けは、毎年6月1日現在の状況を記載し、児童手当を引き続受けられる要件があるかどうかを確認するためのものです。この届けの提出がないと、6月分以降の手当が支給されなくなりますのでご注意ください。

6月30日までに「児童手当現況